

海外旅行総合保険補償内容のご案内

滋慶学園グループでは、海外研修に参加される学生のみなさまを対象に、以下の補償内容の海外旅行総合保険に加入しております。

【引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社】

お支払する保険金	たとえばこのような事故の場合に 保険金をお支払します。	保険金額
傷害死亡保険金 旅行中のケガによりお亡くなりになられた場合にお支払いします。	保険のお支払対象となる期間中の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日 以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	3,000万円
傷害後遺障害保険金 旅行中のケガにより後遺障害が生じた場合にお支払いします。	保険のお支払対象となる期間中の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日 以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の 4%～100% をお支払いします。	
治療・救援費用保険金 <傷害治療費用> <疾病治療費用> 旅行中のケガまたは病気により医師の治療を受けた場合にお支払いします。 <救援費用> 旅行中に搭乗している航空機が行方不明になった場合や、ケガまたは病気により現地から日本への移送が必要となった場合等にお支払いします。	イタリアで観光中に、めまいと右半身の痺れにおそわれ、救急車で搬送された。脳血管疾患と診断されそのまま入院。 15日間 の入院後、医師・看護師の付き添いのもと医師の判断によりビジネスクラスで日本に帰国した。 	無制限
応急治療・救援費用	旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化し、医師の治療が必要となった場合にお支払いします。 ※症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることについてお客さまがあらかじめ予想ができず、かつ、社会通念上払うべき注意によっても避けられない症状の変化をいいます。	300万円
疾病死亡保険金 旅行中の病気によりお亡くなりになられた場合にお支払いします。	アフリカへ旅行中、急に胸が苦しくなり心肺停止、心不全により死亡した。	1,000万円
賠償責任保険金 他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合にお支払いします。	フランスのホテルでバスタブのお湯をあふれさせ、階下と周囲の部屋が使用できなくなったことで、賠償を求められた。 	1億円
携行品損害保険金 携行品が盗難・破損・火災等により損害を受けた場合にお支払いします。	デンマークで買い物中、バックを開けられて、中に入っていたデジタルカメラなどを盗まれた。 ※旅券（パスポート）の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、再発給費用（宿泊費・交通費等を含む。）をお支払いします。 	20万円
航空機寄託手荷物遅延費用等保険金 航空会社に預けた手荷物の到着が遅れたため、身の回り品などを購入された場合にお支払いします。	シンガポールの空港で乗り継ぎをしたところ、スーツケースが届かなかった。 3日後 に受け取ったものの現地で歯ブラシ、Tシャツ、下着などを購入することになった。	10万円
航空機遅延費用保険金 搭乗予定航空機の欠航や運休等により交通費や宿泊費等の費用を負担した場合にお支払いします。	フランスに向かう予定だったが、台風により予定していた便が欠航。翌日の飛行機を待つことになり、宿泊代が発生、予約していたホテルもキャンセル費用が発生した。	2万円

上記に加えさらに手厚い補償を希望される場合は、損保ジャパンの海外旅行保険への加入をおすすめしております。
詳細につきましては名鉄観光担当者にお申し出ください。

お問い合わせ先：名鉄観光サービス(株)各支店 滋慶学園海外研修担当者 9：30－17：30（土日祝休み）

北海道：札幌支店 TEL:011-241-4986 関西・中国：大阪第1支店 TEL:06-4797-5803

東北：仙台支店 TEL:022-227-3611 中部：名古屋伏見支店 TEL:052-211-2315

関東：銀座支店 TEL:03-3572-0514 九州：福岡支店 TEL:092-451-8811

（2020年4月以降出発用）